Grant Thornton
An instinct for growth™

IFRS News

Quarter 4 2012

vol. 15

IFRSニュースへようこそ—グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準（IFRS）の動向や話題のテーマに対する見方、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2012年最後となる本号では、初めに、近々公表が予定されているヘッジ会計に関する新基準についてのIASBのレビュー・ドラフトとその主な影響に注目します。それから、国際会計基準審議会（IASB）の他のプロジェクトの進捗状況に焦点を当てるとともに、いくつかのIFRSに関する動向を考察します。

続いて、IFRS第10号「連結財務諸表」およびIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関する新しいガイドの公表など、グラント・ソントンにおけるIFRS関連ニュースに目を向けます。最後に、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動およびまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について紹介します。

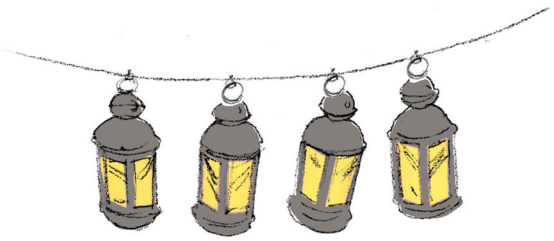

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

目次

リスク管理の実態を反映するヘッジ会計	03
IASBの作業計画	07
IASBは投資企業に対する連結免除を確定しようとしている	08
EFRAGのディスカッション・ペーパーが注記に関する開示フレームワーク素案を提示	10
UK報告書は純債務額の開示におけるベストプラクティスに注目	11
財務報告違反審査会の年次報告書（2012年）	13
グラント・ソントン・インターナショナルはIFRS第10号のガイドを公表	15
グラント・ソントン・インターナショナルはIAS第7号のガイドを公表	15
グラント・ソントン・アルゼンチンがIFRSのセミナーを主催	16
グラント・ソントン・インターナショナルは2012年版のIFRSに基づく財務諸表例を公表	16
レイモンド・シャボット・グラント・ソントンはカナダの資源採掘企業に向けてIFRSセミナーを主催	17
南アフリカのパートナーがSMEIGに再任	17
レイモンド・シャボット・グラント・ソントンはIFRS第13号に関するオンラインセミナーを開催	18
米国のパートナーが雑誌「Financial Executive」で特集	19
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	20
その他のトピック－概要	21
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	24
コメント募集	26

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

リスク管理の実態を反映するヘッジ会計

ヘッジ会計プロジェクトが完了間近

IASBは、IFRS第9号「金融商品」に編入される一般的なヘッジ会計に関するセクションのレビュー・ドラフトを公表しました。9月7日に公表された本レビュー・ドラフトは、IASBのウェブサイトに90日間掲載され、その後、審議会は当該ドラフト文書の最終化を開始する予定です。

IASBは本レビュー・ドラフトに関するコメントの募集は行っていませんが、関係者が文書に習熟するための情報提供を目的として公開されています。よって、実質的に予想される最終基準のプレビュー版であるといえます。現在のような形で本レビュー・ドラフトが最終化された場合、当該基準により多くの企業が自社の実際のリスク管理活動をヘッジ会計に反映させやすくなり、したがって、損益のボラティリティが低下することになります。それとは対照的に、従来の基準であるIAS第39号「金融商品：認識および測定」には複雑な規定が含まれており、企業がヘッジ会計を使用することができなくなったり、場合によっては、使用が困難となって使用自体をやめてしまう企業もあるなど激しい批判を受けていました。

最終基準により多くの企業がヘッジ会計を適用しやすくなり、損益のボラティリティも低下する

まず、下表で予想される新基準の主な特徴の概要を示します。その後、従来（現行）の基準の規定から変更される点をより詳細に検討していきます。

予想される新基準の主な特徴

特徴	重要なポイント
（提案された）基準のヘッジ会計の目的	・会計報告の観点からのヘッジ会計にその基礎となっている企業のリスク管理活動をより反映させる。
IAS第39号との類似点	・ヘッジ会計は、依然として任意適用である。 ・3種類のヘッジ会計（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資のヘッジ）が引き続き適用される。 ・ヘッジの非有効性は、測定され、損益に含める必要がある。
主な変更点	・ヘッジ対象の適格性が拡大した。 ・ヘッジ手段の適格性が拡大し、ボラティリティが低下するであろう。 ・ヘッジ会計の適格性に関する要件およびヘッジの非有効性の測定に関する要件が改訂された。 ・ヘッジ関係のバランス再調整という新たな概念が導入された。 ・ヘッジ会計を中止することを制限する新たな規定が追加された。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

主な変更点

ヘッジ対象の適格性の拡大

リスク要素

- 現在のような形でIASBの新基準として最終化された場合には、特定されたリスクの個別の構成要素に対してヘッジ会計を適用しやすくなる。
- 独立に識別可能、かつ信頼性をもって測定できる場合には、「リスク構成要素」を適格なヘッジ対象として扱うことができる。
- これらの要件が満たされるのであれば、当該リスクが金融リスクまたは非金融リスクであるかどうかは問わない。
- 提案された基準には、契約上明示されていない限り、インフレ・リスクはヘッジしうる適格なリスク構成要素ではないという反証可能な前提が含まれている。

リスク構成要素とは

- あるリスク項目全体よりも小さいものである。

どのような場合にリスク構成要素がヘッジ対象となりえるのか

- 適格となるためには、以下に該当しなければならない。
  - 金融項目または非金融項目についての独立に識別可能な構成要素である。
  - 当該リスク構成要素の変動に起因するリスク項目のキャッシュ・フローまたは公正価値の変動が、信頼性をもって測定できる。

項目グループ

- 項目グループのヘッジについての規定もまた、大幅に緩和されている。
- キャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローのグループから生じる純額ポジションは、以下に該当する場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象として適格となる。
  - グループの中の項目が、個々にヘッジ対象として適格となりえる。
  - グループの中の項目が、リスク管理目的でグループとして管理されている。
- 以前に提案されたような、グループの中の個々の項目のキャッシュ・フローがすべて同一会計期間の損益に影響を与えることという要求事項はなくなった。
- ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は、為替変動リスクのヘッジに限定されている。

デリバティブを含むヘッジ対象

- デリバティブを含む、合計されたエクスポージャー（「合成ポジション」と呼称される場合もある）は、適格なヘッジ対象として取り扱うことができる。
- これは、当該エクスポージャーをヘッジ対象として扱うことを認めていなかったIAS第39号から変更された点である。
- この点は、デリバティブ・ポジションを含むリスク管理エクスポージャーを管理する企業によって支持されるであろう。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

拡大したヘッジ手段の適格性および低下するボラティリティ

- 非デリバティブ金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される場合には、ヘッジ手段として処理することができるとされた。
- 実際には、損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品は比較的まれにしか見られないため、これに関しては大きな変更ではないと考えられる。
- 以下に該当する場合には、オプションの時間的価値および先渡契約のフォワード・ポイント（直先差額）の会計処理に関する新たな規定により、IAS第39号に基づく場合と比べて、損益のボラティリティが低下する可能性がある。
  - 企業がヘッジ目的でオプションを使用し、本源的価値に基づいてヘッジ指定する場合には、当該オプションの時間的価値の公正価値変動は当初、その他の包括利益（OCI）に計上される。
  - 同様に、先渡契約の直物レートに基づいてヘッジ指定する場合には、フォワード・ポイントの価値変動をその他の包括利益に計上する会計方針の選択肢がある。

ヘッジ会計の適格性およびヘッジの非有効性の測定に関する改訂された要件

IAS第39号に基づいてヘッジ会計が適格となるためには、ヘッジの有効性が予想と過去の両方において極めて高くなければなりませんでした。有効であることを示すためには、ヘッジ手段とヘッジ対象との相殺の程度を定量的に判定する必要があり、相殺率が80%から125%の範囲内にあることを求められていました。

これらの要求事項は、以下のより原則主義的な適格要件に置き換えられています。

提案された新基準のもとでヘッジ会計が適格となるためには、以下の3つの要件が満たされなければなりません。

- 経済的関係がヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在していること。
- 信用リスクの影響が、当該ヘッジ関係の価値変動の大部分を占めるものではないこと。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の数量関係（ヘッジ比率）が、企業がリスク管理目的を満たすために実際に使用するヘッジ対象とヘッジ手段の数量に基づいていること（ただし、これにより意図的に非有効性が作り出される場合は除く）。

あるヘッジ関係がヘッジの有効性に関するこの新しい要求を満たすかどうかの判定は、将来に対してのみ実施される必要があります。しかし、ヘッジの非有効性の測定については、引き続き各報告期間の末日に行われ、かつ認識されなければなりません。

新しい原則に基づくヘッジ会計の適格要件

ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるかどうかを立証する。

↓

信用リスクの影響は、ヘッジ関係の公正価値変動の大部分を占めるものではない。

↓

ヘッジ比率が、リスク管理目的で使用する実際の数量に基づいている。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

ヘッジ関係のバランス再調整（rebalancing）という新たな概念

- バランス再調整とは、ヘッジの有効性判定の要求に従ったヘッジ比率を維持するために、すでに存在しているヘッジ関係のヘッジ対象またはヘッジ手段にかかる指定された量を調整することを指す。
- 提案された基準によれば、リスク管理目的に変更はないが、ヘッジの有効性判定の要件が満たされなくなってしまった場合には、バランス再調整を行うことを要請している。
- バランス再調整は通常、リスク管理目的で使用する実際の数量に対して調整が行われる場合にのみ必要とされる。
- 有効なヘッジ比率を維持することのみを目的とした調整であり、それ以外の用途に拡大適用されるべきではない。
- ヘッジ関係のリスク管理目的が変更された場合、バランス再調整は適用されず、ヘッジ関係を中止しなければならない（下記参照）。

ヘッジ会計を中止することを制限する新たな規定

- IAS第39号に基づく場合とは異なり、企業はヘッジ会計を任意に中止することはできない。
- 提案された基準では、ヘッジ関係が以下の事柄に該当する場合には、ヘッジ会計を中止することは認められない。
  - 依然としてリスク管理目的を満たしている※。
  - 依然としてその他の適格要件をすべて満たしている。
- ヘッジ会計の中止は、ヘッジ関係全体または一部のみのいずれかに影響を及ぼし、適格要件が満たされなくなった日から将来に向かって会計処理される。
- ヘッジ会計が（一部または全体）中止された既存のヘッジ関係におけるヘッジ手段またはヘッジ対象を含む、新しいヘッジ関係を指定することができる。

発効日および経過措置

IFRS第9号のヘッジ会計に関する章の適用予定日は、2015年1月1日以降に開始する事業年度であると予想され、早期適用が容認されます。新しい要求事項は、一部の例外を除き、将来に向かって適用されることとなります。比較対象期間の数値に関しては、既存基準であるIAS第39号の規定に基づくヘッジ会計が示されることとなります。

※ リスク管理目的は、リスク管理戦略と同義ではない。リスク管理戦略は、企業がリスクをどのように管理するのかを決定する最高レベルで設定されており、一般的に状況の変化に対応するために若干の柔軟性が含まれている。一方、リスク管理目的は、特定のヘッジ関係のレベルで適用され、リスク管理戦略を実行する手段である。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

IASBの作業計画

10月初旬に、IASBは改訂版の作業計画を公表しました。本作業計画には、2012年の残された期間および2013年前半に取り組む作業それぞれについてIASBの目標公表日が示されています。

その中でも特に興味深いものは、金融商品、収益認識、リース、保険契約および投資会社（関連記事をご覧ください）についてのIASBの最新のプロジェクト計画です。これらのうち、最初の4つはIASBの米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス作業に起因するものであり、US GAAPとのコンバージェンスを引き続き行うことに対する熱意を読み取ることができます。ともかく、本作業計画は、将来の報告要請についてあらかじめ計画を立てておきたいと考える企業にとって、重要なリソースであるといえます。

これらの主要なプロジェクトの成果物公表の時期を以下の表に示します。金融商品プロジェクトの進展（本IFRSニュースのトップ記事をご覧ください）に加えて、収益認識を取り扱う新基準が2013年に公表されることが確実視されています。また一方、さらなる公開草案の公表が、リース会計と保険契約のプロジェクトの両方に対して計画されています。

表に示した項目以外にも、IASBは、昨年公表した連結の基準に対する限られた範囲内の多くの改訂および年次改善プロセス（緊急ではないが必要なIFRSの改訂を行うプロセス）により生じた改訂を行うことを計画しています。これらの項目に関する公開草案は、本年の第4四半期中に公表される予定です。また、IASBはIFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビュー（post implementation review）の結果の検討を開始しますし、IFRS第3号「企業結合」についても同様のレビューを開始します。

全体的に見ると、この改訂版作業計画からは、IASBが前議長であるDavid Tweedie卿のリーダーシップの下で開始されたプロジェクトの大多数に依然として取り組んでいることが見てとれます。しかし、それにもかかわらず、以前は重要であると考えられていたリースなどの一部のプロジェクトについては、縮小化の動きも見られます。

2012年および2013年前半のIASBの目標公表日

	2012年 第4四半期	2013年 第1四半期	2013年 第2四半期
IFRS第9号:金融商品 ・分類および測定 ・減損 ・一般的なヘッジ会計	ED目標 ED目標 IFRS（最終基準化）目標		
・マクロ・ヘッジ		DP目標	
収益認識		IFRS（最終基準化）目標	
リース		ED目標	
保険契約		ED目標	
連結ー投資会社	IFRS（最終基準化）目標		

ED=公開草案　DP=ディスカッション・ペーパー

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

IASBは投資企業に対する連結免除を確定しようとしている

IASBは、投資企業として適格とされる企業が支配している投資対象の連結を免除するという例外規定を年内に提供する計画を順調に進めています。

多くのコメント提出者が、投資企業と投資先の財務諸表を連結しても、必ずしも最も有用な情報が提供されるわけではないという考えを長年もっていました。彼らの懸念は、報告される投資企業の投資パフォーマンスが、支配持分を有する少数の投資先の商業活動を連結することによって歪曲されてしまうであろうことにあります。そのような投資先の連結は、投資家が最も関心を持つもの、すなわち投資企業の投資の価値を把握することを困難にします。

IASBはこうした議論に影響を受け、2011年8月に公開草案「投資企業」を公表しました。本公開草案では、投資企業として適格とされる主体が以下の事柄を行うことを要件とする連結にかかる原則の例外が提案されました。

- 自己が支配している企業に対する投資を、損益を通じて公正価値で測定する。
- 財務諸表の利用者が投資活動の内容と財務的影響を評価できるようにするために、追加的な開示を提供する。
- 投資企業として適格となるために、詳細な規準を満たさなければならない。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

暫定的な「投資企業」の定義

- 投資企業は以下のすべてを行っている。
  - 投資家から資金を得て、それらの投資家に専門的な投資管理サービスを提供している。
  - その事業目的と唯一の実質的な活動は、資本増価、または資本増価と投資収益両方からのリターンを得るために、資金を投資することであるということを投資家に確約している。
  - ほぼすべての投資パフォーマンスを、公正価値に基づき測定、評価している。
  - 投資企業が、実質的な投資関連サービスを企業集団内で、または外部に対して提供しているからといって、それだけで投資企業として不適格とはならない。
- 投資企業およびその関連会社は、以下のいずれかに該当する投資からのリターンまたは便益を得ることを目的としていないし、実際に得ることもない。
  - 資本増価、または資本増加と投資収益以外のリターンまたは便益。
  - 他の非投資者には利用できないか、または通常、所有持分には帰属しないリターンまたは便益。
- 公正価値に基づき管理されていない、または投資収益のみを目的として保有されており、かつそれが重要でない金額を超える金額の投資である場合には、その投資を保有する企業は投資企業には当たらない。
- 投資企業が、投資を無期限に保有するという計画はありえない。しかし、投資は無期限に保有することも可能である。そこで、投資企業は、投資の資本増価をどのように実現する予定なのかを文書化した出口戦略を有していなければならない。
- 一般的に、投資企業は以下の特徴すべてを有している（有していない場合には、その活動が投資企業の活動と整合していることを正当化する必要がある）。
  - 複数の投資
  - 複数の投資家
  - 親会社または投資マネージャーと関連のない投資家
  - 資本またはパートナーシップの形式の所有持分

本公開草案では、投資企業として適格となるための6つの規準が提案されており、そのすべてを満たす必要がありました。しかし、関係者からのフィードバックを受けて、IASBはいくつかの変更および改善を行いました。最近行われた見直しに基づいて、投資企業の定義の主要な特徴（依然として変更される可能性があります）を、上記の表に示します。

上表に示すような定義に変更された結果として、単一の投資家のみを有する投資企業（例えば、ソブリン・ウエルス・ファンド）が必ずしも免除規定を満たすことを妨げられるわけではありません。適格となる投資企業については、連結の免除は強制であり、任意ではありません。

IFRS第10号「連結財務諸表」の適用日が2013年1月1日に迫っていることから、草案の最終基準化の時期は重要です。明らかに、連結の免除は該当企業に多大な影響を及ぼすこととなり、そうした企業はIFRS第10号に基づいて支配の決定を見直す際にかかるであろう多くの時間と労力を省けることになるでしょう。こうした点については、お見逃しのないようにしてください。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

EFRAGディスカッション・ペーパーが注記に関する開示フレームワーク素案を提示

欧州財務報告アドバイザリーグループ（EFRAG）は、「注記に関する開示フレームワークの開発に向けて（Towards a Disclosure Framework for The Notes）」と題するディスカッション・ペーパーを公表しました。IASBおよびその他の基準設定主体が透明性の向上を図ろうと、既存の開示要求に新たな要求事項を追加したため、近年、財務諸表の情報量が大幅に増加しました。しかし、財務諸表の注記量の増加は、財務諸表作成者にとって大きな負担となり、利用者が財務諸表の数値を理解する際の助けとなるという本来の目的が果たされていないという懸念を多くの人々が示しました。

本ディスカッション・ペーパーでは、こうした問題を緩和しうる効果的な開示フレームワークの開発に不可欠ないくつかの主要原則が示されており、財務報告評議会（FRC）が考案したものです。この主要原則は、開示フレームワークの一般的な目的、注記の目的と内容、開示要求の設定方法についての提案、要求事項の適用方法、情報の伝達方法および開示フレームワークを実際に成功させる方法について取り上げています。表には、これらの主要原則を要約したものを示しています。

本ディスカッション・ペーパーは、2012年12月31日までコメントを募集しています。

「注記に関する開示フレームワークの開発に向けて」と題するディスカッション・ペーパー

対象分野	主要原則
開示フレームワークの一般的な目的	・情報が詳細にわたることにより財務諸表の注記として有用な情報がぼやけることがないよう、有用な情報がすべて、そして有用な情報のみを適切な方法で開示するようにする。
注記の目的と内容	・注記の目的は、基本財務諸表に表示されている項目および報告日に存在する未認識の取決め、企業に対する請求や企業の権利に関する目的適合性のある説明を提供することにある。 ・注記は、過去の取引および報告日に存在するその他の事象に焦点を当てる必要がある。 ・そうした過去の取引およびその他の事象には関係のない将来についての情報は、注記では提供されるべきでない。
開示要求の設定	・開示目的は、他の目的（特に認識、測定、表示）とは異なっている必要がある。 ・開示要求は原則主義によるべきであり、細則は避けなければならない。 ・開示要求は、企業の情報利用者のニーズに応じて満たされなければならない。その結果、現行の「万能サイズ（one size fits all）」アプローチに代わる開示要求を導入しなければならない場合もある。 ・開示要求は、要約のレベルなども含めて、会計基準全体を通して整合性のある形で設定される必要がある。
要求事項の適用	・重要でない情報を開示することによって、開示の目的適合性および理解可能性が低下してしまうことに留意し、実務上は重要性の原則を注意して適用する。
情報の伝達	・開示要求は、コンプライアンスを果すというよりも、利用者へ情報を伝えることを目的として適用されなければならない。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

UK報告書は純債務額の開示におけるベストプラクティスに注目

英国の財務報告研究所は、「純債務額の調整」と題する報告書を公表しました。本研究所は、英国における企業報告の有効性を向上させるために、英国の財務報告評議会（FRC: Financial Reporting Council）によって設立されました。本研究所は、今日の財務報告ニーズに対する現実的解決策を検討するために、投資家および企業が協力できる環境を提供すること目的としています。研究所の研究の多くは、IFRSに基づき財務諸表を作成する上場企業に焦点が当てられており、そのため、その調査結果は世界各国のIFRSに基づいて財務諸表を作成する企業にとって興味深いものとなるでしょう。

本レポートでは、純債務額の調整の表示におけるベストプラクティスに注目し、より多くの企業がそれらの表示を検討するよう促している

純債務額の調整にかかるプロジェクトは、英国の上場企業における既存の報告慣行に焦点を当てています。そして、より多くの企業が投資家の分析のためのニーズを満たす上で役立つとして注目される慣行の採用を検討するよう促すことを目的としています。本レポートでは、一部の企業がどのように純債務額を定義し、財務報告からは明らかでない場合もある純債務額を構成するさまざまな現金および現金以外の項目の動きをどのように開示しているのかが示されています。

純債務額の調整を表示する際の肝要点

提案	肝要点および例
・純債務額の構成要素が貸借対照表の金額にどのように関連しているのかを明確にする。	- 対応する貸借対照表の表示科目を開示する。 - これらの表示科目に対して行った調整の内容を開示する。
・外貨建ての金額をヘッジによる為替レートに換算しなおすことにより、または、再換算差額を開示することにより純債務額を調整する。	
・純債務額に含まれているデリバティブの内容および純債務額に未払利息が含まれているかどうかを明確にする。	
・純債務額の評価に有効な追加の項目または状況を開示する。	例として以下の項目が挙げられる。 - 債務の支払いに容易に利用できない可能性のある現金および投資 - 報告された債務に対してなされた公正価値または公正価値ヘッジによる調整 - 企業の純債務額の定義のもとでは調整されていない債務額に関連するデリバティブ
・純債務額における個別の変動を開示する。	- それぞれ動きが現金または現金以外のものであるかを明確にする。 - そうした動きが、報告の他の側面にどのように関連しているかを明確にする。
・性格の異なる変動を個別に記載する。	- 例えば、重要な為替変動について、それとは別の経済要因による公正価値変動とは区別して記載する。
・主要な構成要素を個別に調整する。	- 例えば、借入総額 - デリバティブ - 現金および現金同等物 - 金融投資

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

本報告書によると、大半の投資家が、純債務額の調整表または正味キャッシュ・フローの純債務額への調整表が表示されている場合には、それを分析に利用しており、表示されていない場合には、その重要性を考えて自身で作成するようにしているということです。調整表から以下の事柄を読み取ることができます。

・その企業の純債務額の定義
・純債務額の変動における現金および現金以外の要因
・ヘッジ活動が債務額に及ぼす影響
・会計目的の債務額の測定方法

本報告書では、債務が企業の資本構成において重要であるか、またはキャッシュ・フローの生成について懸念がある場合には、純債務額の調整は特に重要であると指摘しています。

大半の投資家が、純債務額の調整表が表示されている場合にはそれを利用しており、表示されていない場合には自身で作成するようにしているとのこと

投資家が最も有用であると認めた純債務額の調整表の特徴について、その概要を前のページで説明しています。本研究所の報告書の一つのセクションでは、当該プロジェクトに参加した企業が公表した年次報告書から抜粋したこうした報告実例の多くが収録されています。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

財務報告違反審査会の年次報告書（2012年）

英国の監督機関の報告書ではIFRSに基づき財務諸表を作成する企業が留意すべき諸問題に焦点を当てている

英国の財務報告評議会（FRC）は、財務報告および財務諸表のアニュアル・レビューに基づく財務報告違反審査会の調査結果の報告書を公表しました。

本審査会の役割は、英国の公開企業および未公開大企業により提供される財務情報が該当する会計上の規定に準拠するようにすることです。本報告書では、2012年3月31日までの1年間における英国企業の300以上の報告書に関する審査会のレビューが使用されています。そうした企業の大半はIFRSに基づいて報告することが義務づけられており、そのため、本審査会の調査結果は英国企業以外の企業にとっても興味深いものとなっています。

2012年版の本報告書は、現在の報告シーズンにおいて重要であると思われる諸問題に評議会が対処する際の一助となることを目的としています。本報告書は審査会が指摘した共通的な不備に焦点を当てており、そこで取り上げられた重要なポイントのいくつかを、次ページの表で示します。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

財務報告違反審査会の年次報告書（2012年）

焦点となる分野	審査会のコメント／指摘された共通的な不備
1.経営者による解説	・企業は以下の事柄を説明しなければならない。 - 前年度から当期までの重要な変化 - 報告されたIFRSに基づく金額と「調整後」として記載された金額（例えば、調整後営業利益）との関係
2.不要な情報の削除	・企業は以下の事柄を行わなければならない。 - 自信をもって、開示が重要であるか否かを決定する際の判断を下す（すなわち、慎重になり過ぎ重要なメッセージではない情報も開示する誤りをすべきではない）。 - 重要でない金額のみ対象とした会計方針で、そのため、より重要な方針（例えば、リースまたはヘッジなどの方針）が見逃される場合には、IAS第1号の脚注から当該方針を削除する。
3.IAS第1号「財務諸表の表示」	・重要な財務諸表項目であり、行使された判断が当該項目の認識または測定において重大な影響を及ぼした場合には、企業は合理的に利用可能であった代替的判断の影響について説明しなければならない。 ・審査会は、損益計算書に含めるべきであった、または資本に直接計上すべきであった項目が、その他の包括利益に借方計上または貸方計上されていた多数の財務諸表を指摘した。
4.IAS第12号「法人所得税」	・以下の誤謬／不備が、法人所得税について共通的に指摘された。 - 株式の取得によって実行された企業結合で取得した個別に識別可能な無形資産に関して認識されるべきであった繰延税金負債が認識されていない。 - 課税繰延（roll-over relief）およびキャピタル・ゲインによって生じたすべての将来加算一時差異に関して繰延税金負債が認識されていない。
5.IAS第18号「収益」	・審査会は、収益に関して以下の不備を指摘した。 - 収益についての方針は、広く一般論で書かれているか、さもなければ、会計基準から単に文章を抜粋しているだけで、それらは会社で行われている取引について、または収益が損益計算書に計上される時点について利用者が理解する助けとならない場合が多かった。 - 審査会は、中間払いや前受金または請求額が、必ずしも進捗状況を反映しているとは限らないことを指摘した（収益認識がそれらの取引または事象に基づいて行われているとする企業は、今後問題とされることが予想される）。
6.IAS第24号「関連当事者についての開示」	・経営幹部に帰属する株式報酬は、開示され報酬総額に含める必要がある。 ・経営幹部の要件を満たすと考えられる他の従業員を認定する際には、明確さが求められる
7.IAS第40号「投資不動産」	・公正価値を算定する際に適用した方法および重要な仮定を開示するに当たって、評価が国際評価基準評議会（IVSC）などの専門機関が発効した基準に基づき実施されたという表明だけでは、開示要求は満たされないと審査会は考えている。
8.IFRS第3号「企業結合」	・審査会は、認識および測定の要件を満たす識別可能な無形資産のすべてが、取得時に適切に認識されているわけではないことに懸念を示している（資産を個別に会計処理せずに、のれんに含めていたと思われる場合には、その企業は調査の対象とされた）。 ・審査会は、条件付対価負債を報告する際、特に対価がベンダーに支払われる場合で、取得企業によって取得された後、ベンダーが引き続き当該事業に対してサービスを提供することが対価の条件とされるときの誤謬について指摘した。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナルはIFRS第10号のガイドを公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「支配していますか–IFRS第10号『連結財務諸表』の実用ガイド」と題する新しい刊行物を公表しました。

本ガイドは、経営者がIFRS第10号へ移行する際または第10号を適用する際の手助けとなるように作られました。特に、読者が以下の事柄を行う際の助けとなることを目的としています。

- 支配および連結に関するIFRS第10号の新しい基準およびそれらが従来の基準とどのように異なるのかを理解する。
- IFRS第10号が連結の範囲に影響を与える可能性が高い状況を把握する。
- 実務上の適用および判断における主要な問題を特定し対処する。

グラント・ソントン・インターナショナルはIAS第7号のガイドを公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「IAS第7号『キャッシュ・フロー計算書』ー陥りやすい落とし穴および適用における諸問題を回避するためのガイド」を公表しました。

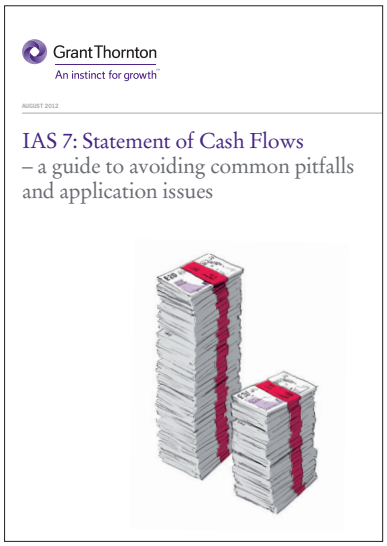

企業の資金生成状況および流動性ポジションに対する注目が高まったことで、財務諸表の利用者、監督機関およびその他のコメンテーターによってキャッシュ・フロー計算書がこれまで以上に精査されるようになりました。グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、キャッシュ・フロー計算書を作成する際の基本的な基準を利用者に再認識してもらうために本ガイドを執筆しており、監督機関が注目し、グラント・ソントンのIFRS専門家が実際に遭遇した陥りやすい落とし穴および適用における問題を回避する方法ついての知見を示しました。

ご紹介した両刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

グラント・ソントン・アルゼンチンがIFRSのセミナーを主催

グラント・ソントン・アルゼンチンは、8月に、ブエノスアイレスにある名高いドイツクラブでIFRS関連のイベントを主催しました。約25社のクライアントおよびクライアントとなる見込みの会社が、「企業情報の新たな概念の包括的な見方」と題した半日のイベントに招待されました。

イベントでは、招待客はグラント・ソントン・アルゼンチンのパートナーであるGabriel RighiniとSergio Krigerの講演を聞きました。GabrielはIFRSの初度適用が上場企業の2012年度の財務諸表に与える影響について話をし、金融サービス業界を専門とするSergioはIFRSの適用がアルゼンチンの金融機関に及ぼしうる影響について話しました。また、GabrielとSergioは、IFRSの指導および導入において名の知れた専門家であるIgnacio Gajst氏とHernán Casinelli教授を来賓講演者として迎えました。

Grant Thornton
An instinct for growth

Invitación Desayuno: NIIF (Normas Internacionales de Información Financiera)

Una mirada integral frente a una nueva concepción sobre la información de las empresas.

La razón dice: existen tres alternativas.

El instinto dice: sólo una lleva al crecimiento.

Las Normas Internacionales de Información Financiera presentan, en apariencia, un nuevo marco contable... aunque en realidad son mucho más que eso. Actualmente afectan a las ciertas entidades cotizantes, aunque es de esperar que impacten en breve sobre un número importante de organizaciones tanto en materia de Reporting, como en Finanzas, Impuestos, Tecnología y otras áreas.

Es por eso que queremos invitarlo al **desayuno sobre NIIF**, en donde socios de Grant Thornton, estudio Gajst y profesionales reconocidos en el campo de la docencia e implementación de NIIF, como el profesor **Hernán Casinelli**, compartirán una mirada actual e integradora sobre la implementación de las NIIF y sus efectos contables, fiscales, de tecnología y otros.

El evento se llevará a cabo el día **jueves 23 de agosto** a las **9 horas (hasta 12.30hs)** en el **Club Alemán** (Av. Corrientes 327 – Piso 21).

Algunos de los puntos a tratar serán:

- Visión actual del impacto de las NIIF en Argentina y en el mundo
- Cómo afectan las NIIF a las decisiones de negocios, las inversiones y los recursos de las sociedades
- Qué elementos debe contener un plan de implementación de NIIF

グラント・ソントン・インターナショナルは2012年版のIFRSに基づく財務諸表例を公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IFRSに基づく「連結財務諸表例」の2012年版を公表しました。

2012年12月31日に終了する事業年度から有効となるIFRSによる変更を反映させるために、本刊行物の新しいバージョンの見直しおよび更新を行いました。また、本刊行物には2012年7月1日以降に開始する事業年度から有効となるいくつかのIAS第1号の改訂の早期適用についても反映されています。公表されているものの、まだ有効となっていないIFRSにおけるその他の変更の早期適用に関しては示されていません。

2012年版の連結財務諸表例の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

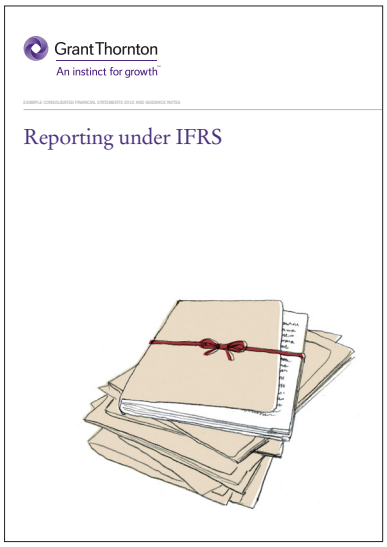
Grant Thornton
An instinct for growth

Reporting under IFRS

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

レイモンド・シャボット・グラント・ソントンはカナダの資源採掘企業に向けてIFRSセミナーを主催

カナダのメンバーファームの1つである、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンは、10月初旬に約50社のクライアントおよびクライアントとして見込まれる会社を招待し、資源採掘企業に向けた説明会を主催しました。

本セミナーでは、最近のIFRSの動向、資源採掘産業に特有の取引、資源採掘・探査企業における一般的な法人所得税の調整例および資源採掘・探査企業に関するレイモンド・シャボット・グラント・ソントンの財務諸表モデルの変更箇所について取り上げました。また、当日は多くの来賓講演者がプレゼンテーションを行いました。州の証券規制当局は、年次および四半期の財務諸表の審査による調査結果について発表しました。さらに、資源採掘・探査企業が資金を調達しようとする際に直面する問題について調査した金融機関もいくつかのプレゼンテーションを行いました。

南アフリカのパートナーがSMEIGに再任

グラント・ソントンのヨハネスブルク事務所のリスクマネジメントおよびプロフェッショナル・スタンダード担当リーダーであるFrank Timminsは、さらに2年の任期でIASBのSMEインプリメンテーション・グループ（SMEIG）のメンバーに再任されました。

SMEIGは2年前に設立されたため、その主な役割は中小企業向けIFRSの利用者から寄せられた導入にかかる質問を検討し、Q&A形式の強制力のないガイダンス案を開発することにあります。

最近になってSMEIGは、IASBが中小企業向けIFRSの最初の包括的なレビューの第一段階となる情報提供の要請（前号のIFRSニュースをご覧ください）を行うにあたって支援を行いました。SMEIGは来年2月にロンドンで会合を開き、この包括的なレビューに対する反応について議論し、中小企業向けIFRSの改訂に向けての具体的提案のリストを作成する予定です。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

レイモンド・シャボット・グラント・ソントンはIFRS第13号に関するオンラインセミナーを開催

9月に、カナダのメンバーファームの1つであるレイモンド・シャボット・グラント・ソントンは、クライアントと取引先に向けて会計処理に関するオンライン形式セミナーを初めて開催しました。

レイモンド・シャボット・グラント・ソントンのリスク管理および会計調査部門におけるIFRSの専門家である、パートナーのSophie Bureauとシニア・マネジャーのStéphanie Fournierが「公正価値測定に関する新たなIFRS: 準備はできていますか？」と題して1時間のプレゼンテーション（フランス語）を行いました。このプレゼンテーションには、100件を超えるクライアントと取引先からお申し込みをいただきました。

本オンラインセミナーでは、IFRS第13号「公正価値測定」の主要な規定と影響について取り上げました。IFRS第13号は2013年1月1日以降に開始する年度から有効となるため、その適用に向けての準備は該当するすべての企業にとって優先されるべき事項であるといえます。

以下のサイトをご訪問いただけば、オンラインセミナーの視聴が可能です。または当該イベントで使用したプレゼンテーション（いずれもフランス語）をダウンロードできます。
http://www.rcgt.com/en/news/accounting-webinar-clients-business-contacts-a-first-raymond-chabot-grant-thornton/

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

米国のパートナーが雑誌「Financial Executive」で特集

米国のメンバーファームの国際担当の全米パートナーであるGary Illianoの記事が、雑誌「Financial Executive」の10月号に掲載されました。

本記事では、原則主義による基準および細則主義による基準、ならびに両基準が米国における訴訟リスクとどのように相互作用するのかについて考察しています。米国の訴訟にかかる法外なコストを考慮すると、細則を好むかまたは原則を好むかは、訴訟リスクを管理する方法に左右されるとしています。原則に基づく制度の下では、原告が違反を申し立てる傾向が強まる一方、その申立ての正当性を証明することはより困難になると指摘しています。

Financial Reporting Viewpoint

Are CFOs Better Served with Principles-Based Accounting Standards?

BY GARY ILLIANO

We all live with uncertainty. Because reducing uncertainty gives us a measure of comfort, we look for ways to bring order to our complex and chaotic world. To help reduce uncertainty, one thing we do to help is agree to follow certain rules.

For example, we agree on what will happen when we approach an intersection that has a traffic light. If the light is green we keep going; if the light is red, we stop. Generally, this works well, until someone runs the red light, either intentionally or by mistake.

We also have rules for intersections without traffic lights, but since those rules are less clear-cut, we are required to use more judg-

www.financialexecutives.org

FinancialExecutive • OCTOBER 2012 25

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

四半期ごとに、IFRSインタープリテーション・グループ（IIG）のメンバーのうちの一人に注目します。今回はオーストラリアの代表にスポットライトを当てましょう。

Keith Reilly、オーストラリア

Keith Reillyは、グラント・ソントン・オーストラリアのプロフェッショナル・スタンダードの全国リーダーです。

Keithは、財務報告分野において40年以上の経験を有しています。その間、オーストラリア勅許会計士協会（ICAA: Institute of Chartered Accountants in Australia）のテクニカル・ディレクターおよびアドバイザーを務め、オーストラリア会計基準審議会の緊急問題グループのメンバーでもありました。

現在は、オーストラリア取締役協会における財務報告委員会のメンバー、マッコーリー大学における諮問委員会の会計およびコーポレート・ガバナンス部門、およびICAA、CPAオーストラリア、IPAなどのさまざまな委員会のメンバーです。Keithは、財務報告および保証の論題について幅広く執筆や講演を行っています。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

その他のトピック－概要

IASBの議長は慎重性の利点を賞賛

9月、IASBの議長であるHans Hoogervorst氏は、「慎重性の概念：死んでいるのか生きているのか（The Concept of Prudence: dead or alive?）」と題するスピーチを行いました。
2010年にIASBの概念フレームワークから慎重性の概念を削除したことについて、Hoogervorst氏は、削除されてもその概念の基本理念は依然としてそのままに、IFRSを通して目にすることができると主張しました。また、金融商品（特に減損に関して）などの分野の基準の開発において、高い程度の注意を注ぐ際にIASBが直面する問題について触れながら、慎重性は新しいIFRSの開発において重要な役割を担っていることを説明しました。

IASBの誤植修正

IASBは、2012年7月末に誤植修正を集めた文書を公表しました。誤植修正は、文書を執筆したり植字したりする際に誤り（例えば、つづりの間違い、文法の間違いまたはある項目の改訂から生じる派生的改訂の見逃し）が生じた結果、必要となる修正からなります。

中小企業向けIFRS

IASBのスタッフはSMEインプリメンテーション・グループ（SMEIG）とともに、零細企業が中小企業向けIFRSを適用する支援となるガイダンスを開発する予定です。
現在の計画では、資産、負債、収益および費用を認識、測定する際の原則を修正せずに、多くの零細企業にとって明らかに必要な基準のみを中小企業向けIFRSから抜粋することによって、ガイダンスを開発するというものです。そうした要請に関連する主要な原則のみが含まれることとなります。本ガイダンスが取り扱っていない問題がある場合には、そのガイダンス文書には中小企業向けIFRSへの相互参照が含まれることとなります。計画によると、本ガイダンスを適用した場合、零細企業は当該基準の要求事項の修正がなされていないという前提で、中小企業向けIFRSに準拠していると記載できることとなります。

IFRS財団の定款

国際会計基準審議会（IASB）のガバナンスおよび監督に対して責任を負っているIFRS財団の評議員会は、IFRS財団定款改訂のドラフティング・レビューを公表しました。
本ドラフティング・レビューは、IASBの議長とIFRS財団の最高執行責任者との役割を分離するというモニタリング・ボードのガバナンス・レビューの結論を反映させたものとなっています。こうした変更は、IASBの基準設定機能とその監督および資金調達機能との間に責任および報告にかかる明確な分業ができるようにするためです。

EFRAGの減損に関する質問票

欧州財務報告アドバイザリーグループ（EFRAG）は、イタリアの会計基準委員会（OIC: Organismo Italiano di Contabilita）とともに、IFRSに基づくのれんの減損に関する規定についての質問票を公表しました。
IASBは、2013年にIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを開始する予定です。EFRAGは、IASBのこのレビューに対して早期のインプットを提供し、また詳細な分析を行うにあたり、本質問票の調査結果を用いることを考えています。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

ギリシャのソブリン債

欧州証券監督機構（ESMA: European Securities and Markets Authority）は、ギリシャ国債へのエクスポージャーに関するIFRSに基づく財務諸表における会計慣行および開示についての調査結果のレビューを公表しました。

ESMAのレビューでは、欧州の42の金融機関（それぞれが、ギリシャ国債への重大なエクスポージャーにさらされており推定総額800億ユーロ）のサンプルについて検討が行われました。そうしたエクスポージャーに関する各金融機関の減損損失の認識度合いについては、同等レベルにあり、金融機関によって大幅なばらつきがあった2011年6月と比べての改善が確認されました。しかし、これら金融機関は、IFRSの開示要求（特にエクスポージャーの総額、償還期限、評価方法、使用した公正価値のレベルにかかる透明性および減損が損益に与える影響に関して）を満たしていないことも分かりました。また、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とそのエクスポージャーに対する影響に関する透明性の欠如についても認識されました。

本レビューの調査結果に基づいて、ESMAはこれからは以下の点に焦点を当てます。

- 金融商品およびそれに伴うリスクに係るIFRSの特別な、および一般的な要求事項の適用
- ソブリン債のエクスポージャーに関する開示の透明性の向上
- ソブリン債以外のエクスポージャーに関するエクスポージャーの種類別の開示の拡充
- 2012年度のIFRSに基づく財務諸表における金融商品の会計処理（特に、ソブリン債について）に関する動向のモニタリング

ESMAは、レビューの詳細な結果について、全国証券規制当局ー違反が生じた場合に適切な強制行動（enforcement actions）を取る、または既に取っていることが期待されるーと議論を行います。

IVSCのディスカッション・ペーパー

国際評価基準評議会（IVSC）は、第3四半期に2つのディスカッション・ペーパー（事業用不動産に関するもの、および採掘、石油、ガス産業における評価に関するもの）を公表しました。

事業用不動産

IVSCのディスカッション・ペーパーでは、現在使用されているさまざまな慣行に対する懸念を受けて、事業用不動産を評価する際に世界各国で用いられている方法について調査を行っています。

本ディスカッション・ペーパーは、主要な問題に焦点を当て、場合によっては評価に依存する必要のある当事者からコメントを求めています。特にホテルの評価に焦点が当てられていますが、バー、レストラン、レジャー産業におけるその他の不動産および専門医療施設などの他の事業用不動産にも同様の問題が認められます。

採掘、石油、ガス産業における評価

IVSCは、採掘、石油、ガス産業にさらなる評価ガイダンスを提供することを目的とする新たなプロジェクトの開始を発表しました。

近年、IFRSの適用により、鉱物埋蔵資源や資源の価値の見積方法に関して世界中で多くの不整合が顕在化するようになり、そのため、金融規制当局、監査人および投資家のグループは懸念を抱いています。IVSCの本プロジェクトは、今後の評価基準の形式および内容を決定する際の助けとなるよう、現在使用されているさまざまな慣行について、あらゆる利害関係者からの意見を集めたいと考えています。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

コンバージェンス

インドは2013年からIFRSを採用する可能性がある

インドの大臣は、インドが来年からIFRSを採用する可能性があることを示唆しました。インド商工会議所連合会およびインド産業界に向けた8月のスピーチにおいて、インドの企業省の大臣であるVerappa Moily氏は、2013年4月までにIFRSが導入されるようにするというインド政府の決定をほのめかしました。

インドは、一部の問題（特に、税金に関する問題）が解決された場合にIFRSの段階的な導入を行うということを2011年に発表しています。公約ではないとはいえ、Moily氏のスピーチは、インド政府はこうした問題のいくつかが未解決の場合でもIFRSの採用を推し進める可能性があることを示唆しています。

IFRS戦略についてのカナダの自信

昨年カナダでIFRSが採用されたことを受けて、カナダ会計基準審議会は2011年および2012年の年次報告書にその経験を反映させました。

本基準設定主体は、一部のIFRSの解釈問題の実務における相違および料金規制の影響に関する具体的なガイダンスの欠如など、批判の対象となるいくつかの分野について指摘しているものの、概してIFRSの適用という選択が正しいものであったという自信をもっています。特に、「IFRSは改善の余地があるものの、グローバルな資本市場の機能向上をもたらす、高品質かつグローバルに認められた一組の財務報告基準という達成目標に至る唯一の実際的な道筋である」と示しています。

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針（IFRIC）の一覧です。
企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可（広範な経過措置を適用）
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号の改訂）	2014年1月1日	可（ただし、「開示ー金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある）
IFRS第1号	政府からの借入金ーIFRS第1号の改訂	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示ー金融資産と金融負債の相殺（IFRS第7号の改訂）	2013年1月1日	言及されていない（ただし、可と推定する）
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可（ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある）

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

2011年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可（ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある）
IAS第28号	関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	2013年1月1日	可（ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある）
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可（ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある）
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者による解説:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付（2011年改訂）	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示（IAS第1号の改訂）	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収（IAS第12号の改訂）	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止（IFRS第1号の改訂）	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示ー金融資産の譲渡（IFRS第7号の改訂）	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善（2010年版）	特に指定のない限り、2011年1月1日（2010年7月1日より発効となっているものも一部ある）	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払いーIFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可（基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか）

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
情報提供の要請	適用後レビュー：IFRS第8号「事業セグメント」	2012年11月16日
情報提供の要請	中小企業向けIFRSの包括的レビュー	2012年11月30日

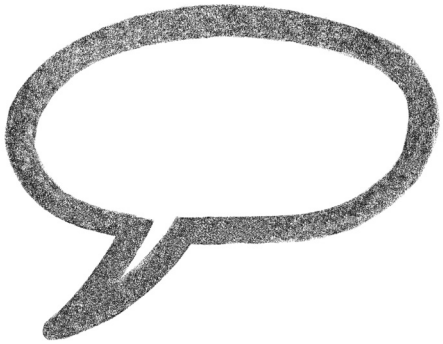

Grant Thornton
An instinct for growth™

www.gti.org

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド（グラント・ソントン・インターナショナル）とメンバー・ファームは、
世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。